

# 令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨

遠軽町長 佐々木 修 一

令和4年第2回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和3年第8回遠軽町議会（定例会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。道内をはじめ全国的に第6波と言われる感染者数が新たな変異株で感染力の強いオミクロン株により増加傾向となり、国は、北海道の要請に対し、1月27日から2月20日までとする「まん延防止等重点措置」の適用を決定しました。

本町におきましては、道の発表によると1月30日から2月5日までの一週間に102人の感染者が確認されるなど、短期間に多くの町民の感染が急拡大し、小・中学校や高等学校においては、学級閉鎖や学校閉鎖を余儀なくされる状況となりましたが、町民の皆様の感染対策と、保健所をはじめ医療従事者等の皆様の御尽力により、2月22日発表の一週間は8人と、減少傾向になってきております。

道は、道内の一日当たりの新規感染者数が減少傾向にあるものの病床使用率が増加傾向にあるなど、予断の許さない状況が続いていたことから「まん延防止等重点措置」の期間の再延長を国に要請し、3月21日までの延長が決定され、感染拡大防止対策の強化に努めているところです。

感染症にり患された方に対し、改めてお見舞いを申し上げますとともに、今、この時も献身的に対応されております道、保健所及び遠軽厚生病院をはじめとする医療従事者並びに関係者

の皆様にご敬意を表します。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様のご生活にも大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、引き続き地域経済の回復や感染対策事業をはじめ、自宅療養者等への支援にも取り組んでまいります。

また、ワクチン接種についてであります。3回目のワクチン接種について高齢者等の皆様から順次接種券の発送を始めております。

町民の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、そして何より御自身の発症予防及び重症化予防のためにも接種券が届きましたらワクチンの種類に関わらず、早めの接種を強くお願い申し上げますとともに、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、3つの密を避けるなど道が示している感染防止行動などを実践していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

毎年開催されております町内各地域のイベントやおまつり、スポーツ合宿などにつきましては、今年度におきましても、感染症拡大によるまん延防止等重点措置の適用等により、中止や縮小を余儀なくされております。

湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会につきましても、大会実行委員会において2月27日に3年ぶりに開催する方向で準備を進めておりましたが、感染状況を踏まえ、やむを得ず中止としたところです。

これまで各地域のイベントやおまつりなどを主催していただきました実行委員会をはじめ、御支援・御協力をいただいております。

ります関係者の方々、イベントを楽しみにされていた町民の皆様にとりましては、大変残念な状況が続いておりますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

私は昨年、町民の皆様の温かい御支援をいただき4期目の町政を担わせていただくこととなりました。

4町村の合併から16年が過ぎ、解決しなければならない課題はいまだ山積しておりますが、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、責任と決断を持ってまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、町民並びに議員の皆様には、様々な形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

現在我が国は、人口の減少と少子高齢化が進行し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中で、国におきましては過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は、現在もなお厳しい状況が続いております。

また、一昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、長期にわたり飲食業や宿泊業をはじめとする地域経済にも多大な影響を及ぼしており、いまだに地域経済の回復が見通せない状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻

み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、より一層の事務の効率化や施設の統廃合などの行財政改革に早急に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和4年度におきましても常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながら、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも引き続き取り組んでまいります。

また、災害時の対策本部となる役場庁舎は、耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでおりますことから、「遠軽町新庁舎建設基本構想」をもとに今後は「新庁舎建設基本計画」を策定するなど、町民の皆様のお意見を聞きながら建設の是非を含め、様々な検討を進めてまいります。

そして何より、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流<sup>もりみず</sup> つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応しながら、大型事業として供用開始が延期となっておりました「遠軽町芸術文化交流プラザ」が本年8月26日にオープンを予定していることから、開館記念事業などの実施や遠軽地

区都市再生整備計画事業について必要な予算を計上しております。

また、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として、予算編成を行ったところであります。

次に、令和4年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つめの「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、更に木材の生産などの多面的機能を有しており、大切な自然環境を守るため、計画的かつ長期的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号竜上橋の上下流の河道整備が予定されています。

国の直轄河川の整備については、湧別川において、遠軽自動車学校側上流部の堤防補強工事が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、南町4丁目1号通、宮前1条通、東1線裏通、安国源線の改良舗装工事、北支湧別川沿線の舗装新設工事を実施してまいります。

昨年9月から通行止めとなっております豊里若松間道路清川大橋については、早期開通を目指して長寿命化工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、上武利丸瀬布線において、さけますふ化場付近の道路整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となっていることから、持続可能な地域公共交通のあり方について引き続き専門家のアドバイスを交え調査・検討してまいります。

生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても、事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、利用の少ない駅として廃止対象となっておりましたが、今後も通学利用の見込みがあるため、引き続き町で維持管理していくとともに道、管内期成会石北本線部会をはじめ、関係団体とも連携を図りながら石北本線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいります。

二つめの「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、こちち良い暮らしの場としての役割を更に向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」に基づき、生田原地域で北区団地公営住宅建設工事、丸瀬布地域でやまなみ団地公営住宅建設工事を進めるほか、遠軽地域では末広団地公営住宅長寿命化改修工事の継続など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、導水管・配水管の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター耐震化事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きているとともに、新型コロナウイルスの感染防止など、新たな対応も求められております。

このため、関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練を実施するとともに、防災対策に関する機能強化及び自助、共助など町民意識の高揚を図り、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら町民の安全確保に努めてまいります。

また、台風や豪雨時の際にも安定した浄水処理を継続するた



め、清川浄水場地先に整備している防災用資機材等備蓄施設が今月完成し、運用を開始いたします。近年の大雨災害においては、本町では全町断水などの大事には至っていませんでしたが、この施設の完成により、水源としている湧別川が濁った際には浄水場への流入を止め、備蓄している水を利用することで、町民の皆様により一層安定して水道水を供給できるようになったところであります。

なお、土砂災害特別警戒区域である西町2丁目、山の手団地裏の急傾斜地については、北海道による崩壊防止対策工の整備が予定されています。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つめの「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、コロナ禍による農産物の需要が落ち込み、また、慢性的な人手不足により、町内の産業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。産業に関わる多様な主体と連携・協力しながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、農業者個々の経営安定を図りつつ、高齢化の進む中、担い手確保に取り組むとともに、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、平成29年度に新たに農業担い手対策協議会を設立し、今までの対策を見直し、本町独自の新たな種を播くという取組みを実施してきたところ、昨年、新規に法人を立上げ就農を果たしたことにはじまり、現在、就農研修者が複数名乗りをあげてきており、確実に実がなってきたという実感が得られてきていることから、今年度においても、国・道の制度や新たに創設した奨励金を活用しながら、新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組むこととします。

また、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、中核農業者の経営の安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、新たに、哺育育成センター施設整備に対する助成を行い、ゆとりある農業経営を確立してまいります。

農業農村整備対策については、農村地区における永続的な農業経営に繋げていくため、若咲内地区の営農飲雑用水整備事業を継続するほか、新たに白滝北支湧別地区の整備に取り組むとともに、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の経営安定を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲はもとより、電気柵の積極的な活用により、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林環境譲与税を活用した森林整備

の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動などの取組みを効果的に進めるとともに、民有林振興対策事業などに対し助成を行い、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を進めてまいります。

また、1964東京オリンピックゆかりの展示林については、新年度も町内において展示林の苗を活用した植樹活動を実施し、緑の循環を通じて林業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、コロナ禍による厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続並びに活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」におけるアクティビティ関連整備を進めるとともに、地場産業を生かした特産品開発支援を行うなど、地域の魅力と資源を生かした観光地づくりと地域ブランド化を進めてまいります。

四つめの「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが、最も住み慣れた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいをもち、地域ぐるみで互いに支えあう、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関

係機関との連携を強化し健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、感染拡大防止を図るため遠軽医師会及び医療機関と連携を図り、3回目の追加接種を進めるとともに、5歳から11歳までの小児接種体制の確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取組みを推進してまいります。

また、ファミリー・サポート・センター事業を開始し、地域における子育ての相互援助活動を推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つめの「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。

地域の特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみで、ふるさとを支える人づくりを進め、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、

子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えてまいります。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、これまで実施してきました、遠軽高等学校に対する学習面・部活動面での支援や環境の整備、遠軽高等学校通学者等助成事業により、令和4年度入学者選抜における遠軽高等学校の通学区域外からの出願者数が、全道の道立高等学校で最高の54人となるなど、成果が確実に出てきているところであります。

このため、地域を担う人材とその人材を育てる教育環境の確保に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の拡充・支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、町民の芸術・文化の振興及び交流活動の拠点となる遠軽町芸術文化交流プラザが本年8月26日にオープンを予定していることから、芸術・文化活動

を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などの体育施設及びロックバレースキー場の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つめの「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要となっております。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会を更に充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取組みを進めていくためには、効率の良い財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、PDCAサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向けて取り組み、行政サービスの維持向上を

目指すとともに、事業の効率化や公共施設等総合管理計画の改訂等による、公共施設の統廃合等を重点的に取り組んでまいります。

また、国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、なくてはならない存在であります。

昨今の国際情勢と日本を取り巻く安全保障環境等により、令和4年中には、国家安全保障戦略、防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画の見直しが行われるため、北海道における陸上自衛隊の態勢及び陸上自衛隊遠軽駐屯地の態勢もどのように変わるか予測がつかない状況であることから、これまで以上に関係団体との連携を図り、あらゆる機会を通じて遠軽駐屯地の存置及び部隊増強に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和4年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和4年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費等の増により、前年比3.5%増、投資的経費は、大型事業の終了などにより前年比42.5%減、その他の経費は、物件費等の増により、前年比1.7%の増となり、総額で前年比13.3%

減の169億円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億14,822千円、後期高齢者医療特別会計3億62,226千円、介護保険特別会計21億76,763千円、個別排水処理事業特別会計81,409千円の4会計で47億35,220千円とし、企業会計については、水道事業会計10億46,142千円、下水道事業会計18億20,066千円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和4年度予算は、前年比9%減の245億1,428千円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和4年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、引き続きコロナ禍であり、伸びは期待できないため、0.1%減の前年度並みとしたところです。

また、固定資産税及び都市計画税は、令和3年度実施されました新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋、償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置による軽減措置が、令和3年度限りの措置でありましたことから、固定資産税で前年比6%の増、都市計画税で前年比7%の増としております。

これによりまして、町税総額は前年比2.5%増の20億8



0, 503千円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、2020東京オリンピックホストタウンを契機としたアイルランドとの交流事業並びに姉妹都市であるブラジル・バストス市との盟約50周年記念事業に係る経費、特定地域づくり事業協同組合補助金、遠軽地区都市再生整備計画に係る子ども広場整備工事、遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念事業に係る経費並びに外構等整備工事、ふるさと納税促進事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費等を計上したところです。

戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備業務委託等に要する経費を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの移転改修補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、遠軽厚生病院まるせっぷクリニック改修補助、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農産物栽培奨励事業、農業担い手対策事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中

小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンターの木質バイオマスボイラー棟建設工事、いこいの森キャンプ場環境整備工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、ロックバレースキー場貯水槽改修工事に関する経費のほか、指定管理に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、豊里若松間道路清川大橋長寿命化工事、道路関係では、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前1条通道路改良舗装工事、東1線裏通道路改良舗装工事、安国源線道路改良舗装工事、北支湧別川沿線舗装新設工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団地公営住宅建設工事、北区団地公営住宅建設工事、末広団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害備蓄品、丸瀬布地域に設置している大型水中ポンプ修繕に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に学級数維持・生徒確保を支援するための経費も含め、計上したところです。

学校施設整備では、東小学校長寿命化改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

また、教職員住宅の環境整備では、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事に要する経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、芸術文化交流プラザ指定管理料、埋蔵文化財センターの運営に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費など施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,004人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第8期介護保険事業計画の2年目となりますので計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,237人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、個別排水処理施設整備工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,036戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億16,202千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、6億37,016千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等1億49,562千円、資本的支出では、岩見通水道管布設替工事、信盛団地中通線水道管布設替工事、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事などの水道管工事、清川浄水場機械設備更新工事及び企業債償還金等として、4億9,126千円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を6,883戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等9億95,472千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、9億65,937千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等4億60,461千円、資本的支出では、豊里42号道路公共下水道工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事などの管渠工事、遠軽下水処理センター管理棟耐震工事及び電気設備更新工事並びに企業債償還金等として、8億54,129千円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります國分悦子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員を推薦したく、議会の意見を求めるもの

です。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについては、第4期遠軽町地域福祉計画を定めたいので、遠軽町議会基本条例第11条第9号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員における「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に鑑み、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の閣議決定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合

を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した職員に支給する防疫救済作業手当の特例を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に課する被保険者均等割額を減額するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、北区団地駐車場の使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町図書館条例の一部改正については、白滝図書室の移転に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、下水道法の一部改正に伴い、排水設備等の計画の確認の規定を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第13号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育



事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面に替えて電磁的方法による対応を認めるため、本条例を定めるものです。

議案第14号遠軽町個人情報保護条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第15号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正については、民法の一部改正に伴う成年年齢の引下げに伴い、連帯保証人の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第16号町道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴い、町道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、職員共済組合負担金、広報瓦版発行に係る

印刷製本費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る丸瀬布農村集落多目的共同利用施設屋根防水工事及び公共施設等維持管理体制持続化助成金、住民基本台帳システム改修業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、安国地区道営土地改良事業負担金、若咲内地区営農飲雑用水整備工事及び小中学校に係る感染症対策等支援事業交付金等を計上するとともに、アイルランド交流事業報償費、移住促進イベント企画運営業務委託料、町営バス運行委託料、豊里地区農業用排水整備実施設計業務委託料、町融資利子及び保証料補助金、岩見通道路改良舗装工事、遠軽地区広域組合消防負担金及びスクールバス等運転業務委託料等の減額については、執行精査等により補正するものです。また、令和3年度から令和4年度までとする債務負担行為として、新庁舎建設の是非を判断するための新庁舎建設基本計画策定業務委託料を設定し、補正するものです。

議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、国庫支出金及び道支出金の追加により、財源を振替えるものです。

議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、配食サービス事業委託料及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第20号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、事務事業の執行精

査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。